築館町文化財調査報告書第7集

伊治城跡

-平成5年度発掘調査報告書-



平成6年3月 築館町教育委員会

築館町文化財調査報告書第7集

伊治城跡

平成6年3月 築館町教育委員会

はじめに

幻の城と言われてきた「伊治城」の解明に向けて、昭和52年度から本格的な調査を進めて本年度で第20次の調査を終了しました。昭和52年度から3年間、多賀城跡調査研究所が調査を実施しましたが、この調査では城の外郭の大溝と土墨の確認と竪穴住居跡から「城厨」と墨書きした土器を始め多数の墨書土器の破片や鉄器など多数出土しました。しかし政庁に関連する施設等は発見できませんでした。

昭和62年度から築館町教育委員会が主体となり、文化庁・県教育庁文化財保護課および多賀 城跡調査研究所、東北歴史資料館の指導援助をいただきながら調査をはじめました。調査を進 めていく中で漸く政庁・官衙ブロックを囲むと推定される二重の溝と建物柱跡の一部が検出さ れ、次いで官衙ブロックとみられる5棟の掘立柱建物跡を検出し、関連する建物の一部である ことが推定されました。さらに掘立柱建物跡10棟以上と円面硯、さらに築地が崩れた土が検出 されて、これまでの二重の溝は築地を挟む溝であることが確認され、また多数瓦が発見されま した。そして、遂に平成4年度の調査によって政庁の全容が解明されました。

本年度は、昨年度その姿を表した政庁の外側の官衙ブロック範囲の解明に主点を置いた調査を実施しました。これまでの調査の中で北西部が明らかになっているので、東南部と西南部のコーナーの検出の調査を進めた結果、東南部のコーナーを検出し、さらに西側の築地か土塀と見られる二重の溝も南へ延びていることが確認され官衙ブロックが東西約185m南北約245mであることが確かめられましたことは、実に大きな成果であったと思います。

調査に当たった築館町教育委員会の努力もさることながら、調査並びに指導と出土遺物の整理と報告書の作成まで協力をいただきました、宮城県教育庁文化財保護課の皆さん、特に直接担当いただきました菊地逸夫主査、三好秀樹技師、窪田忍技師に改めて感謝を申し上げます。

今後更に調査を進めて伊治城全体を明らかにして参りたいと存じますので、引き続いてご指導ご援助を願い申し上げ挨拶と致します。

築館町教育委員会 教育長 千 葉 與一郎

- 1. 本書は、栗原郡築館町字城生野に所在する伊治城の平成5年度発掘調査の報告書である。
- 2. 本書には、国庫補助事業計画にもとずく第20次調査の結果を収録した。
- 3. 本書の作成は、宮城県教育庁文化財保護課が担当し、整理・執筆・編集は課員の検討を経 て菊地逸夫がおこなった。
- 4. 本書における土色についての記述には「新版標準土色帖」(1990)を利用した。
- 5. 本書の第1図は国土地理院発行の1/25,000の地形図「金成」「築館」を複製して使用した。
- 6. 調査における、地区割(グリッド)は、城生野公民館前の任意の点を発掘基準点として定め、この点を原点とする直角座標を組んで割り出しており、基準線の南北軸はN-2°Wである。なお、図中のW-10、S-300などの表記は原点(伊治1)から西に10m、南に300mであることを表す。
- 7. 図中にある方位は、座標北を表している。
- 8. 遺構略号は次のとおりで、通し番号で各遺構に付した。
 - SB:掘立柱建物跡 SD:溝跡 SE:井戸跡 SI:竪穴住居跡 SK:土壙 SA :塀跡 SX:その他の遺構
- 9. 調査成果の一部は、すでに現地説明会・第7回宮城県遺跡調査成果発表会・第20回古代城 柵官衙遺跡検討会で公表しているが、本書の内容はこれらに優先するものである。
- 10. 発掘調査の記録や整理に関する資料および出土品は、築館町教育委員会が一括して保管している。

調査要項

- 1. 遺 跡 名 伊治城跡(宮城県遺跡搭載番号:41007)
- 2. 所 在 地 宮城県栗原郡築館町字城生野
- 3. 調 査 主 体 築館町教育委員会(教育長 千葉與一郎)
- 4. 発掘面積 東区(約900㎡) 西区(約600㎡)
- 5. 調 查 期 間 第20次調查 1993年10月4日~11月18日
- 6. 調 查 主 体 築館町教育委員会
- 7. 調 查 担 当 築館町教育委員会 · 宮城県教育庁文化財保護課
- 8. 調 查 員 宮城県教育庁文化財保護課

菊地 逸夫 三好 秀樹 窪田 忍 築館町教育委員会

千葉 長彦

- 9. 調 査 協 力 鈴木 茂 鈴木 廣 鈴木 栄吉 高橋 厚子 目々澤洋一郎 白鳥測量設計事務所 伊藤建設
- 10. 調査参加者 高橋 佐一 菅原 永松 辻市 英男 桑島 雪男 鈴木 三郎 菅原 光男 白鳥 やえ 千葉ち江子 菅原 定雄 鈴木よしみ
- 11. 遺物整理参加者

米沢 栄子 鎌田 倫子

目 次

- 1	$\overline{}$
- }-	77

	/ 1	r
	例	音
	調査	要項
Ι	遺跡の)概要とこれまでの調査成果
П	遺跡の)位置と周辺の遺跡
Ш	発見さ	られた遺構と遺物
	1	掘立柱建物跡
	2	築 地 跡
	3	竪穴住居跡
	4	土器埋設遺構······25
	(5)	土 壙
	6	古墳(円形周溝)25
	7	その他の遺物30
IV	考	察32
V	まと	s හි38
	伊治坂	 成および栗原郡に関する古代史年表
	写真	[図版43

I 遺跡の概要とこれまでの調査成果

8世紀中葉から後半にかけての宮城県北部は、古代律令政府が積極的に進めていた蝦夷政策に対し、蝦夷の抵抗が高まり非常に不安定な地域であった。伊治城は、律令政府がこのような情勢の中で、桃生城などとともに陸奥国経営、とりわけ栗原郡を中心とした宮城県北部における蝦夷政策の拠点にするため、神護景雲元年(767)に設置したものである。続日本紀や日本後紀には、延暦15年(796)までの伊治城にかかわる記事があり、それらにより当時の具体的な状況を知ることができる。なかでも、この地域=上治郡の大領であった伊治公呰麻呂が宝亀11年(780)に按察使紀広純と牡鹿郡の道嶋大楯を伊治城で殺害し、さらに多賀城を攻撃し放火するという事件「伊治公呰麻呂の乱」は、当時の政府に大きな衝撃を与え、それ以後の律令政府と蝦夷の長期にわたる戦争の要因となった。このような状況下で、律令政府は延暦20年(801)までに4度の軍事遠征を展開した。また、武力行使と並行して他国からの移住策も打ち出し、延暦15年(796)には「相模・武蔵・常陸など8国の民9000人を伊治城に遷し置く」などの記録も見られる。

伊治城は宮城県内における城柵の中で、桃生城とならび創建年代が文献に残されている数少ない城柵のひとつとして知られており、その所在地については、多くの検討がなされいくつかの候補地があげられている。所在地についての研究は江戸時代の末から行われており、弘化4年(1847)に岩崎綱雄は栗原郡築館町字城生野地区を踏査し地形観察を行い、唐崎地区において古瓦を採集し、この地が伊治城跡であるとした。以後、大槻文彦、小泉安次郎、吉田東伍、松森明心、伊東信雄、高橋富雄、金野正、佐藤信行らによって諸説がとなえられてきた。

なお、伊治城跡に関する詳しい研究史については「伊治城跡 I 」(多賀城跡調査研究所:1978)を参照されたい。

このように伊治城跡の有力な擬定地である城生野地区の発掘調査は多賀城跡調査研究所により昭和52年度から3年間行われ、城生野大堀の台地北端で検出された大溝と土塁は外郭北辺の区画施設であることや、竪穴住居跡から出土した墨書土器や鉄器の性格から報告書では「本遺跡が伊治城である可能性は高い」との見解が示されている。しかし、この3年間の調査では伊治城の政庁や官衙ブロックなどは発見されなかった。

昭和62年度からは築館町教育委員会が主体となり調査を再開し、昭和63年には遺跡中央南寄りの唐崎地区で築地の土取り痕とみられる二重の溝が、平成元年には区画溝の内側から計画的に配置された5棟の掘立柱建物跡がはじめて検出された。さらに翌2年には、新たに掘立柱建物跡2棟と竪穴住居跡8軒が検出され、これらの建物群が官衙ブロックを構成することが判明した。また、出土遺物から建物の年代も伊治城存続年代と一致することから城生野地区は古く

岩崎綱雄以来言われた通り、「伊治城跡」であることが、考古学的に証明されたものといえる。 平成3・4年の第17・19次調査では、政庁域の調査が行なわれ、正殿・後殿・前殿・西脇殿・ 南門などの建物や掘立柱塀跡が検出され、政庁の全体規模が東西54~58m×南北61mであること、建物群には大きく3時期の変遷が認められ、II 期の建物は火災によって消失していることなどが明らかとなった。本年の調査(20次調査)は、昨年までの成果を受け政庁の南西隣(西区)と遺跡を縦断する国道4号線の東側(東区)を対象に行なったもので、政庁域南側の構造と変遷、官衙ブロックの全体規模や構造を解明することを主眼として進めた。

その結果、西区では政庁南辺のさらに南側で新たに東西に延びる築地跡(政庁南方築地)が発見されたほか官衙域を構成すると考えられる掘立柱建物跡 5 棟・円墳 1 基・竪穴住居跡 2 軒・多数の土壙や溝跡・土器埋設遺構(地鎮遺構)などが、東区では官衙域を区画する築地の南東隅の部分や掘立柱建物跡 3 棟・竪穴住居13棟が検出されている。

Ⅱ 遺跡の位置と周辺の遺跡 (第1.2図)

このことについては「伊治城跡 I」(前出)に詳しい。以下はそれを引用し、若干の加筆をしたものである。

本遺跡は宮城県栗原郡築館町字城生野に所在する。

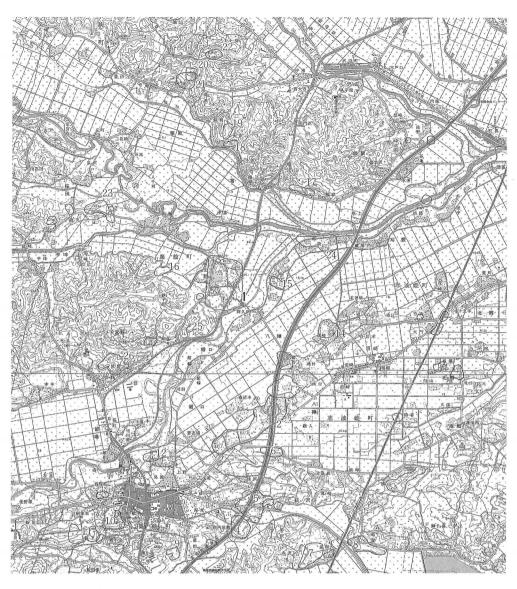
この場所は多賀城跡の北約52kmに位置し、多賀城と胆沢城をむすぶほぼ中間点にあたる。

宮城県北部の地形を概観すると、中央部に北上川が流れ、その西側には奥羽山脈が南北に大きく横たわっている。

この奥羽山脈は山麓部で多数の河川によって開析され、いくつかの小丘陵に分れている。本遺跡はその最も北に位置する築館丘陵と接する河岸段丘上に立地している。この段丘は東を一追川、北を二追川、西と南は小さな谷によって画され、南東部で背後の丘陵に接しており、北に張り出したほぼ方形の独立した地形をなしている。段丘面の標高は約22~24mで、その広さは東西約800m、南北約900mほどである。遺跡の範囲はこの丘陵全域と推定され、その規模は東西約700m、南北は南辺の位置を唐崎地区と地蔵堂地区を画する沢のあたりと考えれば、約900mとなる。段丘の東、北、西には比高約6mの段丘崖がみられ、その前面には広い沖積地が続いている。

台地上は現在、城生野地区の集落があり大堀、唐崎、要害、地蔵堂などの小字名が見られ、 100戸を超える住宅が立ち並んでいる。宅地を除く平坦部分はおもに水田および畑地として利 用され、段丘崖などの斜面部分は杉林や荒地として原地形が残されている。

表面から観察される遺構としては、台地北端部に東西にのびる長さ150mほどの空堀状の大



No.	遺跡名	立 地	種別	時 代	No.	遺跡名	立 地	種 別	時 代
1	伊治城跡	分離丘陵	城柵跡	奈良•平安	14	日良館跡	段丘	城館	中世
2	御駒堂遺跡	段丘	集落跡	縄文~古代	15	刈敷館跡	自然堤防	城館	中世
3	宇南遺跡	段丘	集落跡	縄文・弥生・古代	16	堀切長根遺跡	丘陵斜面	包含地	縄文•古代
4	佐内屋敷遺跡	丘陵	集落跡	縄文・弥生・古代	17	姉歯横穴古墳群	丘陵斜面	横穴古墳	古墳
5	木戸遺跡	丘陵	集落跡	縄文・古代	18	大沢横穴古墳群	丘陵斜面	横穴古墳	古墳
6	山ノ上遺跡	段丘	集落跡	縄文·古代	19	新山神社遺跡	丘陵	包含地	縄文
7	照越台遺跡	丘陵斜面	包含地	縄文・古墳・古代	20	栗原寺跡	丘陵	寺跡	古代
8	嘉倉貝塚	丘陵	貝塚	縄文•弥生	21	松尾遺跡	丘陵斜面	包含地	古代
9	高田山遺跡	丘陵	包含地	縄文·古代	22	泉沢A遺跡	丘陵	包含地	古代
10	薬師山北遺跡	丘陵斜面	包含地	古代	23	長者原遺跡	丘陵	集落跡	古代
11	築館城跡	丘陵	城館	中世•近世	24	刈敷袋遺跡	自然堤防	包含地	縄文•古代
12	西館遺跡	段丘	城館	中世	25	大仏古墳群	丘陵斜面	円墳	古墳
13	鶴ノ丸遺跡	段丘	集落跡	縄文•古代•近世	26	宮野館跡	丘陵	城館	中世

第1図 周辺の遺跡



第2図 調査区と周辺の地形

溝と、その北に接して走る土塁状のわずかな高まりがある。かつて松森明心氏が作成した略図によると、この大溝はさらに西の富野小学校の西側付近まで延びていたことが知られる。

遺物については、台地のほぼ全面にわたって土師器や須恵器の散布が見られ、中でも中央部から南半分にあたる唐崎や要害地区に多く分布する。この地区ではこれまでの開田工事の際にも多量の遺物が出土しており、とくに唐崎地区からは多賀城政庁Ⅱ期の瓦と同一意匠の重圏文軒丸瓦が出土している。

次に本遺跡周辺の古墳時代末期から古代にかけての歴史的環境を概観してみたい。

周辺の遺跡は二迫川流域遺跡群と一迫川流域遺跡群にわけられる。二迫川流域についてみると、北岸の栗駒町鳥矢崎から金成町姉歯にかけての丘陵上には、33基の小円墳からなる鳥矢崎古墳群がある。この古墳群のうち2基が昭和46年に発掘調査され、横穴式石室と組合せ木棺、銅製誇帯金具一式、蕨手刀などが発見されている。またこの丘陵の南斜面には大沢横穴古墳や姉歯横穴古墳群がある。これは内陸部における横穴の北限線である。

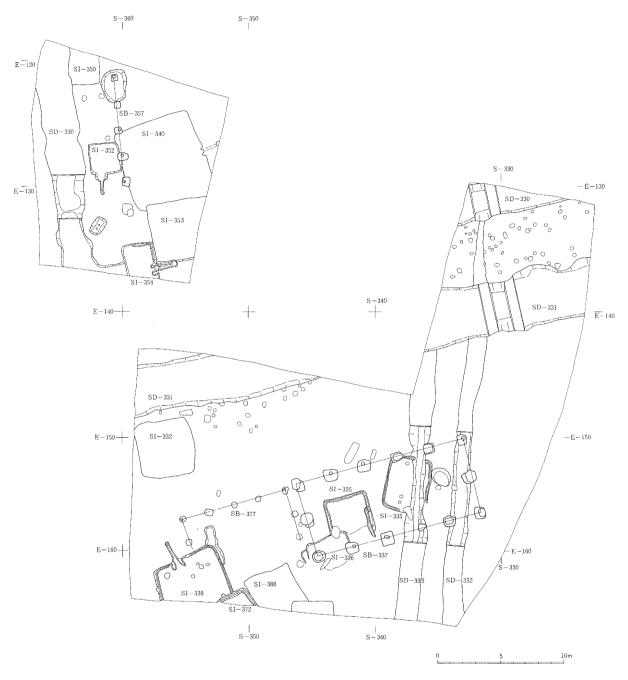
集落遺跡としては、この丘陵の東端部に立地する佐野遺跡があり、奈良から平安時代にかけての竪穴住居跡が15軒検出されている。二迫川南岸では本遺跡の他、奈良・平安時代の遺物を散布する長者原遺跡がみられるだけで、古代の遺跡は比較的少ない。

一追川流域では、北岸の丘陵上に御弊森古墳群や小館山横穴古墳群などがみられ、南岸の築 館町伊豆野から若柳にのびる低い丘陵や河岸段丘上には鶴ノ丸遺跡、宇南遺跡、御駒堂遺跡、 佐内屋敷遺跡、山の上遺跡、糠塚遺跡などの奈良から平安時代にかけての遺跡がある。

中でも、御駒堂遺跡では、8世紀初頭に関東地方からの人間の移住が想定されるような土器や遺構が検出されており(小井川・小川:1982)、神護景雲3年(769)に栗原郡が建郡される以前のこの地域を考えるうえで、きわめて注目される。また、発掘調査によるものではないが、本遺跡の東4kmには、ヘラ切り無調整の坏を主体に焼成した志波姫町狐塚窯跡が、さらに遺跡の北方6kmのには須恵器や瓦を焼成した金成町小追神社窯跡があり、ここで焼かれた製品は本遺跡にも供給されていた可能性がある。

Ⅲ 発見された遺構と遺物

今回の調査で検出された遺構には、掘立柱建物跡 7 棟・柱列 1 ・築地跡 4 条・竪穴住居跡 16 軒・円墳 1 基・土器埋設遺構 1 基・土壙・溝跡が多数ある。また、遺物は各遺構の埋土や堆積土から縄文土器・土師器(坏・甕・蓋・高台付坏)・須恵器(坏・甕・蓋・高台付坏)・風字硯・瓦(平瓦・丸瓦)が遺構確認面のローム面から、旧石器時代のポイントやブレイド・フレイクが出土している。以下、順に記していく。

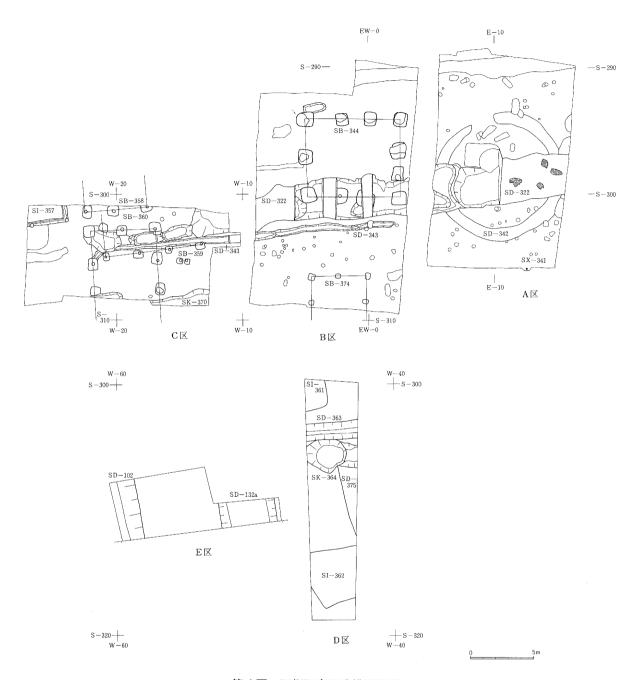


第3図 東側調査区遺構配置図

発見された遺構

① 掘立柱建物跡

8棟の建物跡が検出された。これらの建物は東側調査区で検出されSB-337.377建物跡を除いてすべて内郭内部に位置する。また、西側調査区のC区では3棟の建物(SB-358~60)

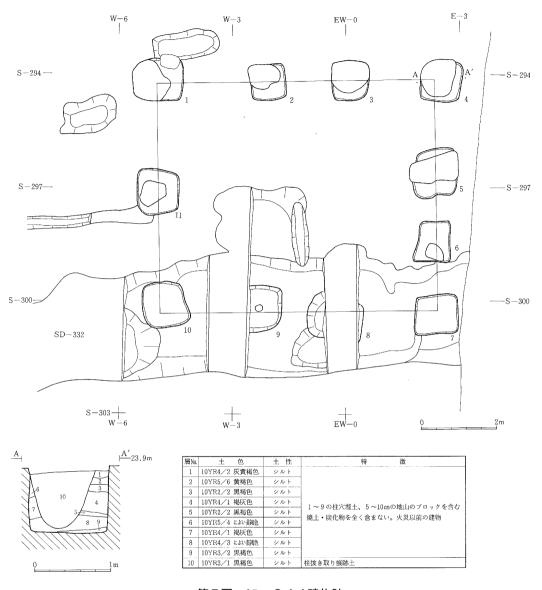


第4図 西側調査区遺構配置図

が重複して検出されている。

SB-344建物跡 (第5図)

西側調査区のB区で検出された。政庁の西側前方に位置し、政庁南辺から建物棟通りまでの



第5図 SB-344建物跡

距離は約14mである。桁行 3 間、梁行 2 間の東西棟掘立柱建物跡で、東妻の部分は 3 間割りになっている。SD-322溝跡と重複し、これに切られている。SD-322と重複する南側柱以外の柱穴から柱抜き取り痕が認められる。柱間寸法は柱穴の中心の位置をもとにすると、梁行が西妻で南から3.2m・2.8mで総長6.0m、東妻で南から2.0m・1.8m・2.2mで総長6.0m、桁行が北側柱列で東から2.4m・2.2m・2.8mで総長7.4mである。建物の方向はN-2°-Wで政庁西辺よりも約10度東に偏る。柱穴は一辺が約1mの方形を呈し、深さは断ち割りを行なった北側柱のP4で確認面から約40cmある。柱穴埋土は褐色土と暗褐色土の互層、柱抜き取り痕埋土は黒色土で、焼土や炭化物はいずれにも混入しない。

SB-358建物跡(第6図)

西側調査区のC区で検出された。東西2間以上の建物で、建物の大部分は北側の調査区外に展開するものと考えられる。したがって、建物の全体規模や構造については不明である。すべての柱穴から柱痕跡が検出されており、それによれば柱は円形で直径は約20cmである。柱間寸法は柱痕跡の位置をもとにすると西から2.2m・2.7mである。柱穴は一辺が80~100cmの隅の丸い方形を呈し、深さは断ち割りを行なったP1では確認面から約20cmある。柱穴埋土は黄褐色土と黒褐色土の互層で、柱痕跡埋土にのみ焼土・炭化物が混入しており、火災にあった建物と考えられII期に位置付けられる。

SB-359建物跡 (第6図)

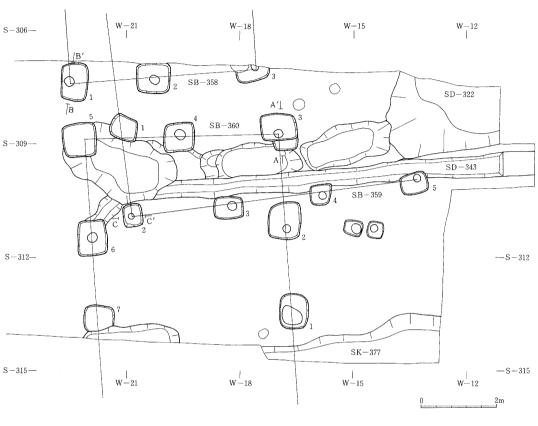
西側調査区のC区で検出された。政庁南辺南側築地を西に延長した線上に南側柱が位置する。建物の南西部が認められたのみで、建物の北側部分は調査区外へと延びる。SD-343溝跡と重複しこれを切っている。また、SB-360建物跡と位置的に重複するが直接の切り合いははない。すべての柱穴から柱痕跡が検出されており、それによれば柱は円形で直径は約15cmである。柱間寸法は、柱痕跡の位置をもとにすると南側柱列で西から2.6m・2.4m・2.6mで総長7.6mである。建物の方向はW−10°−Sで政庁南方築地の方向とほぼ一致する。柱穴は一辺が40~80cmの隅の丸い方形を呈し、深さは断ち割りを行なったP2では確認面から約30cmある。柱穴埋土は褐色土と黒褐色土の互層で、全体に焼土や炭化物が混入する。火災以降の建物と考えられⅢ期に位置付けられる。

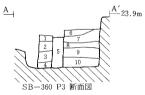
SB-360建物跡 (第6図)

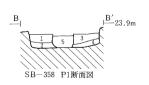
西側調査区のC区で検出され、SB-358建物跡の南側に位置する。桁行 3 間以上、梁行 2 間の南北棟掘立柱建物跡である。P2.3.5からは柱痕跡がP1.4からは柱抜き取り穴が認められた。それらによると柱は円形で直径約20cmある。柱間寸法は、柱痕跡や柱穴の中心の位置をもとにすると桁行が東側柱列で北から2.5 m・2.4 mで総長4.9 m以上、梁行が北妻で東から2.6 m・2.6 mで総長5.2 mである。建物の方向はN-7°-Wである。柱穴は一辺が80~100 cmの方形を呈し、深さは断ち割りを行った北妻北東隅のP3では約70 cmある。埋土は黄褐色土と黒褐色土の 互層で焼土や炭化物は混入しない。火災以前の建物と考えられ I 期に位置付けられる。

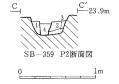
SB-374建物跡(第8図)

西側調査区のB区で検出され、SB-344建物跡の南側に位置する。建物の北半部が認められたのみで、建物の南側部分は調査区外へと延びる。桁行2間以上、梁行2間の南北棟掘立柱建









層Na.	土 色	土性	特 徴
1	10YR3/3 暗褐色	シルト	
2	10YR3/4 暗褐色	シルト	
3	10YR5/4 にぶい黄褐色	シルト	
4	10YR3/3 暗褐色	シルト	
5	10YR3/2 黑褐色	シルト	1~9の柱穴埋土、10の柱痕跡ともに焼土・炭化物を
6	10YR3/2 黑褐色	シルト	全く含まない火災以前の建物
7	10YR3/3 暗褐色	シルト	
8	10YR4/4 褐 色	シルト	
9	10YR4/3 にぶい黄褐色	シルト	
10	10YR3/4 暗褐色	シルト	

層No.	土 色	土 性	特 徴
1	10YR3/1 黒褐色	シルト	
2	10YR4/3 にぶい黄褐色	シルト	柱穴埋土には焼土・炭化物が全く含まれないが、5の
3	10YR4/2 灰黄褐色	シルト	柱痕跡には非常に多くの焼土・炭化物が混入する
4	10YR3/2 黒褐色	シルト	火災に遭った建物
5	10YR5/4 にぶい黄褐色	シルト	

層No.	土 色	土 性	特 徹
1	10YR4/3 にぶい黄褐色	シルト	
2	10YR4/3 にぶい黄褐色	シルト	1~3の柱穴埋土と4の柱痕跡の全体に焼土・炭化物
3	10YR4/4 褐 色	シルト	が混入する火災以降の建物
4	10YR3/1 黒褐色	シルト	

第6図 SB-358・359・360建物跡

物跡と考えられる。柱間寸法は、柱痕跡や柱抜き取り痕は検出されていないが柱穴の中心の位置をもとにすると梁行が北妻で東から2.3m・2.1mで総長4.4m、桁行が東側柱列で2.1m以上ある。建物方向はN-1° -Eである。柱穴は一辺が $30\sim50$ cmの方形を呈し、埋土は黒褐色のシルトである。建物の方向や柱穴埋土の様子が古代の建物の特徴と異なることから、これよりも新しいものの可能性がある。

SB-337建物跡(第7図)

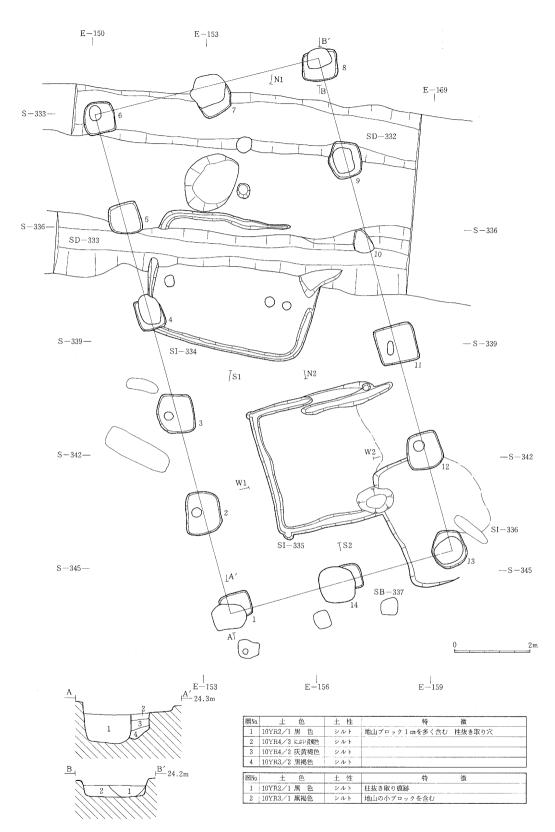
東側調査区の内郭東辺築地のさらに東側で検出された。築地から建物の棟通りまでの距離は約17mである。桁行5間、梁行2間の南北棟掘立柱建物跡である。SD-332.333溝跡・SI-334.3 36住居跡と重複し、SI-334を切りSD-332.333・SI-336にそれぞれ切られている。したがって、新旧関係はSI-334→SB-377→SI-336→SD-332.333となる。すべての柱穴から柱痕跡または柱抜き取り穴が検出されており、それによれば柱は円形で直径は約20cmである。柱間寸法は、柱痕跡や柱穴の中心の位置をもとにすると桁行が西側柱列で南から2.8m・2.7m・2.8m・2.6m・2.8mで総長13.7m、梁行が北妻で東から3.0m・3.0mで総長6.0mである。建物の方向はN-15°-Wで官衙域東辺築地とほぼ同じ方向である。柱穴は一辺が80~120cmの方形を呈し、深さは断ち割りを行った西側柱南西隅のP1では確認面から約40cmある。埋土は褐色と暗褐色の粗い互層で、炭化物や焼土は混入しない。

SB-377物跡(第8図)

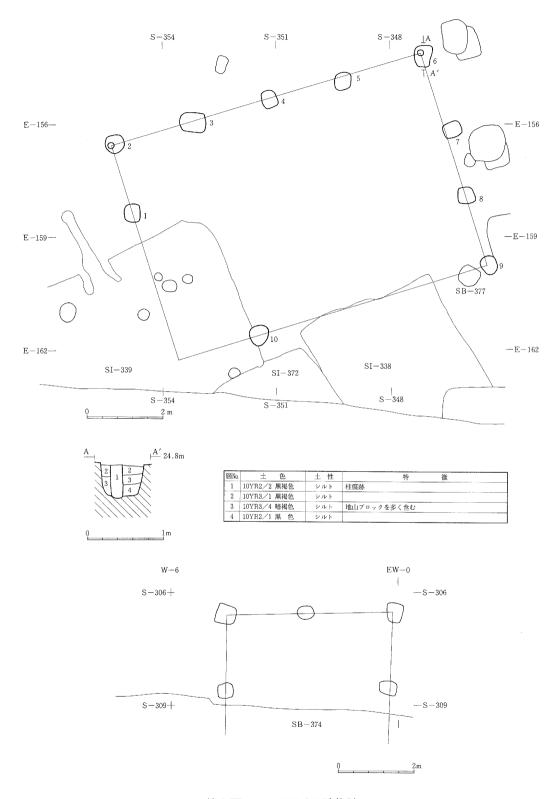
東側調査区のSB-337建物跡の南側で検出された。桁行 4 間、梁行 3 間の南北棟掘立柱建物跡である。SI-339.338住居跡と重複しこれらを切っている。したがってこれらの中では最も新しい。西側柱のP2.6から柱痕跡が検出されており、それによれば柱は円形で直径は約15cmある。柱間寸法は、柱痕跡や柱穴の中心の位置をもとにすると桁行が西側柱列で南から2.2m・2.2m・1.9m・2.2mで総長8.5m、梁行が北妻で東から1.9m・1.8m・2.2mで総長5.9mである。建物の方向は $N-20^{\circ}$ -Wで内郭東辺築地よりも西に偏る。柱穴は一辺が $40\sim50$ cmの楕円形もしくは隅の丸い方形を呈し、深さは断ち割りを行った西側柱北西隅のP6では確認面から約40cmある。埋土は黒褐色と暗褐色の粗い互層である。

SA-357柱列跡(第3図)

東側調査区で検出された。東西5間の柱穴が検出されたのみで、これに対応する側柱列が検出されていないことから掘立柱塀跡の可能性もある。SI-352.340住居跡と重複しこれらを切っている。したがってこれらの中では最も新しい。P2以外のすべての柱穴から柱痕跡が検出さ



第7図 SB-377建物跡



第8図 SB-374·377建物跡

れており、それによれば柱は円形で直径は約20cmである。柱間寸法は柱痕跡の位置をもとにすると、西から $2.2\text{m} \cdot 2.0\text{m} \cdot 2.1\text{m} \cdot 2.1\text{m} \cdot 2.5\text{m}$ で総長10.9m である。柱穴は一辺が $50\sim70\text{cm}$ の隅の丸い方形を呈し、深さは断ち割りを行ったP4では確認面から約40cm である。埋土は黄褐色土と黒褐色土の粗い互層である。柱列の方向はE-6° -Nで内郭南辺築地とほぼ同じ方向である。

② 築 地 跡

築地本体や基礎地業跡または寄柱列などは検出されていないが、築地構築の際の土取り痕が 西区で2ヶ所、東区で1ヶ所の合計3ヶ所確認されている。以下地点ごとに記述を加える。

[政庁南側の築地] SD-322溝跡(第4図)

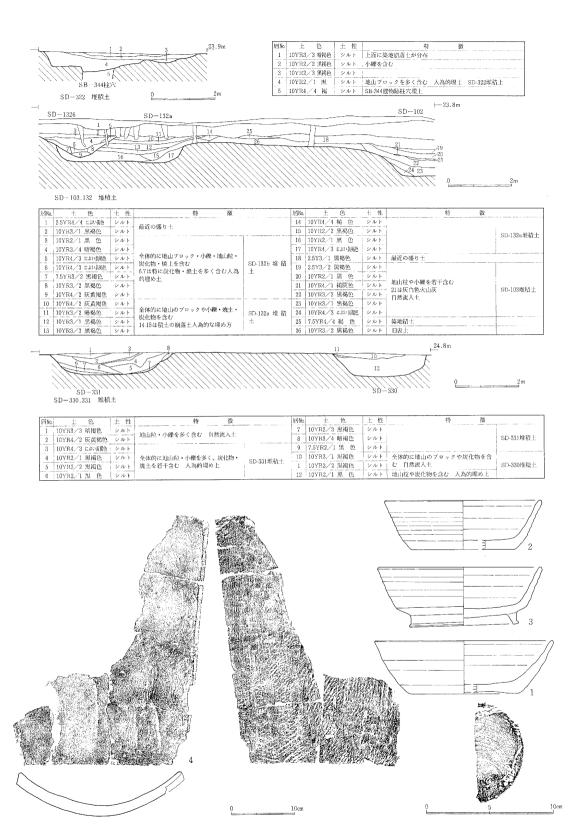
西側調査区A~C区の政庁の南辺から南に約17m離れた地点で、東西に延びる溝状の土取り痕が検出さた。この溝は位置的に前年の19次調査で検出されたSD-322溝跡の西側延長部分と考えられる。SB-344建物跡と重複し、これを切っている。今回土取り痕として確認されたのはこのSD-322溝跡1条のみで、これまで検出されている土取り溝がすべて平行に2条掘られているという点では若干異なる。溝の南側の上端は直線的に掘りそろえられているのに対して、北側は不揃いであることから、築地はこの溝の南側に構築されていたものと考えられる。なお、築地が存在したと考えられる地点から政庁の南辺までの距離は約20mある。溝の長さは今回確認した部分は約30mあり、前年検出されたぶんと合わせると合計40mに及ぶが、東西両端については不明確である。

また、溝の幅は2.5~4.0mと一定しない。深さは約40cmで、部分的に80cm程度まで掘り込まれている部分がある。堆積土は2層に大別され1層は黒褐色のしまりのない自然流入土で、上面に築地の崩落土が分布している。2層は地山のブロックを多く含む黒色のシルトで人為的な埋土と考えられる。このような堆積状態からこの溝は、土取り後に埋め戻されており、埋まりきらなかった窪みに自然堆積が進んだ段階で築地が崩落したものと考えられる。

[内郭西側の区画施設] SD-103.132溝跡(第4図)

西側調査区E区で、平行して掘られている溝状の土取り痕と、その間で築地の一部と見られる盛り土(SX-380)が検出された。検出された位置は、第7・11次調査で検出された内郭の北西隅から第13次調査区まで確認されている西辺のさらに南側の延長線上にあたる。これにより西辺は北西隅から今回検出された地点まで160m確認されたこととなる。

SX-380は、旧表土上に黄褐色土と黒色土を数cmの厚さで交互に積み上げたもので、厚さ約



第9図 溝跡と出土遺物

No.	器種・器形	層位	口径	底径	器高	調 整
1	須恵器・坏		14.2	8.7	4.2	内外:ロクロナデ 底:回転糸きり
2	須恵器・坏		12.5	8.2	3.9	内外: ロクロナデ 底: 不明+手ケズリ 外面に当て具痕
3	須患器・高台付坏		13.0	8.7	4.6	内外: ロクロナデ 底: 回ヘラ切り+回ケズリ 324-2
No.	器種・器形	層位	広城部	狭端部	長さ	調整
4	瓦・平瓦			23.5	40.5	凹面:布目+ナデ 凸面:縄叩き+ナデ 凹形台痕 側縁:ケズリ

15㎝ほど確認されたが、部分的に認められたのみで規模や構造については解明できなかった。

溝状の土取り痕は2条検出されている。SD-132は区画の内側の溝で新旧2時期(a→b)の変遷が認められた。SD-132 a は幅4m、深さ60cmの箱堀状の溝で、SD-103との上端間の距離は約5.7mある。溝の壁は直線的で底面も平坦である。堆積土は地山のブロックを多く含む暗褐色もしくは黒褐色のしまりのないシルトで、人為的に埋め戻された土と考えられる。SD-132 bはSD-132 a の東側に寄った位置に新たに掘られた溝で、幅2.5m、深さ80cmの断面形が薬研状の溝である。SD-103との上端間の距離は約8.0mと前時期よりも若干広がる。堆積土は地山のブロックを多く含む暗褐色もしくは黒褐色のしまりのないシルトである。SD-132 a 同様人為的に埋め戻された土と考えられる。SD-103は区画の外側の溝で東側の一部を確認した。幅1.5m以上、深さ70cmあり、箱堀状の溝である。前回の調査ではSD-103もSD-132同様新旧2時期の変遷が認められていたが、今回の調査では確認できなかった。溝の壁は直線的で、底面も平坦である。堆積土は黒褐色のシルトで、21層は灰白色火山灰層である。層間は明確に分離され、自然流入土と考えられる。

[内郭南東部の区画施設] SD-330.331溝跡(第3図)

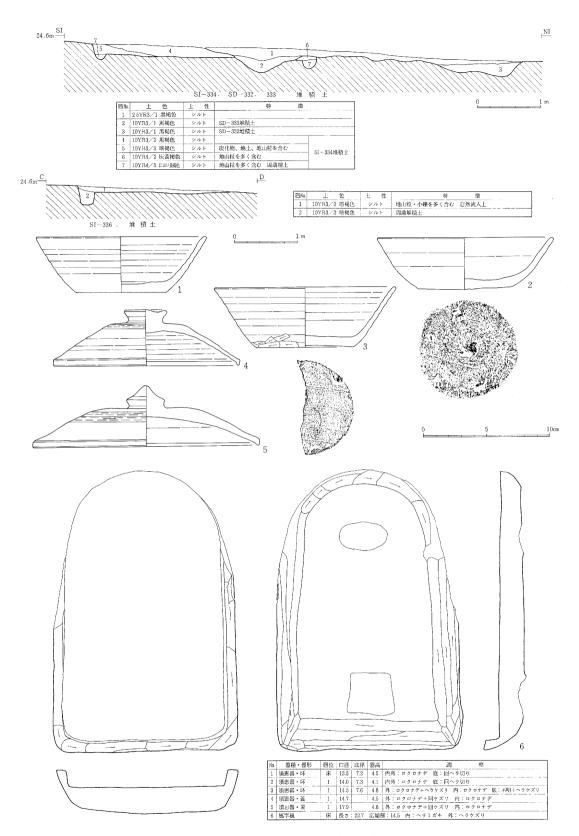
東側調査区では、内郭を区画する南東隅の部分が確認された。検出されたのはSD-330.331の2条の土取り痕で、南辺の一部で積土の分布(SX-381)がみられた。

SD-330は、区画の内側の溝でSD-332.333・SI-353.354と重複し、SI-353を切りSD-332.333・SI-354に切られている。したがって新旧関係はSI-353→SD-330→SI-354・SD-332.333となる。SD-331と平行に掘られており、上端間の距離は約5.0mある。幅4m、深さ80cmの箱堀状の溝である。溝の壁は直線的で、底面は中央に向って緩やかに傾斜する。堆積土は暗褐色もしくは黒褐色のしまりのないシルトで、人為的に埋め戻されたと考えられる。SD-331は、区画の外側の溝でSD-332.333と重複しこれらの中で最も古い。幅3m、深さ80cmの箱堀状の溝である。堆積土は黒色のしまりのないシルトで、人為的に埋め戻されたと考えられる。

SX-381は、黄褐色土と黒色土を数cmの厚さで交互に積み上げたもので、厚さ約10cmほど確認されたが、部分的に認められたのみである。

③ 竪穴住居跡

竪穴住居跡は調査区全体で16軒検出されているが、完掘しているのはその中の6軒である。



第10図 SI-335住居跡出土遺物

SI-334住居跡 (第7·10図)

[位置・重複] 東側調査区北東部で検出された。SB-337.SD-333と重複しこれに切られており、これらの中では最も古い。

[平面形・規模] 住居の南東隅はSD-333により失われているが、残存する部分から平面形は隅の丸い方形を呈すると考えられる。規模は、東西約4.5m、南北約3.6mである。

[堆積土] 3層に大別される。1層は黒褐色のシルトで炭化物や焼土を多く含む。 2層は暗褐色のシルトで壁ぎわの、3層は周溝内の堆積土である。

[床面・壁] 地山面を床とし、ほぼ平坦である。壁は周溝底面からほぼ垂直に立ち上がり、壁高は保存のよい南壁で床面から約30cmある。

[溝]検出された住居全体の壁直下から検出されている。幅 $20\sim30\,\mathrm{cm}$ 、深さ約 $5\sim10\,\mathrm{cm}$ で、断面形はU字形を呈する。

[カマド]北壁中央部から約80㎝離れた地点から焼土や炭化物の充満している直径約30㎝の円形のピットが検出されており、煙道部の煙出しピットと考えられる。燃焼部はSD-333によって削平されている。

SI-335住居跡 (第7·10図)

[位置・重複] 東側調査区北東部、SI-334の南側で検出された。SI-336と重複し、これに切られている。

[平面形・規模] 住居の南東半は削平を受けているが、残存する部分から平面形は方形を呈すると考えられる。規模は、東西約3.2m、南北約3.6mである。

[堆積土] 残存状態はよくなく、床面を直接覆う黒褐色のシルトが1層認められたのみである。 [床面・壁] 地山面を床とし、ほぼ平坦である。壁は周溝底面からほぼ垂直に立ち上がり、壁高は保存のよい南壁で床面から約10㎝ある。

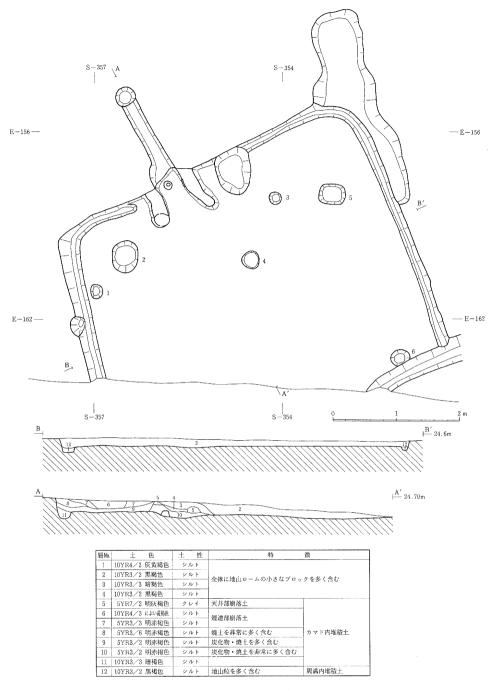
[溝] 北壁の一部を除く壁直下と北壁から約30cm内側の地点から周溝が検出されている。幅20~30cm、深さ約10~20cmで、断面形は底面の平らなU字形を呈する。

[柱穴] SI-336と重複する住居南東隅を除く3つのコーナーから直径15~20cmの円形のピットが検出されており、位置的に壁柱穴と考えられる。

[出土遺物]住居堆積土中や床面から須恵器坏・蓋、風字硯が出土している。

SI-339住居跡 (第11·12図)

[位置・重複] 東側調査区南東隅で検出された。SB-377.SI-372と重複しこれに切られており、これらの中では最も古い。

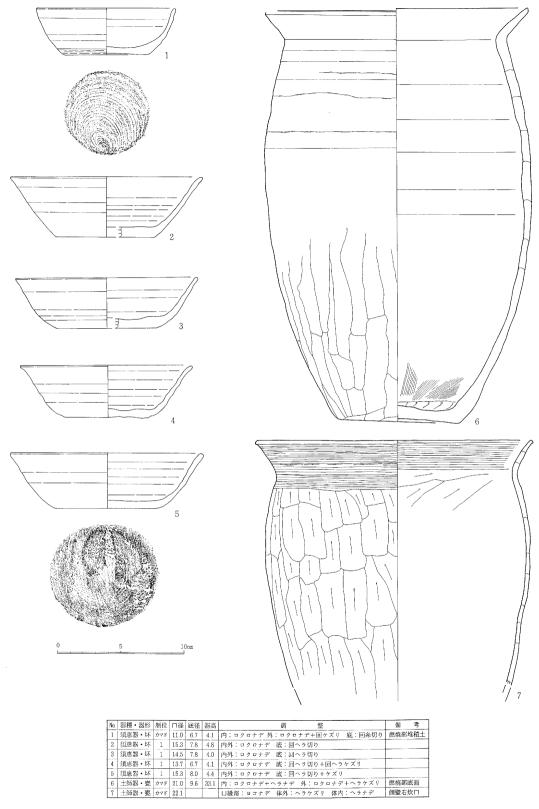


第11図 SI-339住居跡

[平面形・規模] 住居の東側の一部は調査区外に延びるが、平面形は方形を呈すると考えられる。規模は、東西4.5m以上、南北約5.6mである。

[堆積土] 残存状態はよくなく黒褐色のシルトが1層認められたのみである。

[床面・壁] 地山面を床とし、ほぼ平坦である。壁は周溝底面からほぼ垂直に立ち上がり、壁



第12図 SI-339住居跡出土遺物

高は保存のよい西壁で床面から約20cmある。

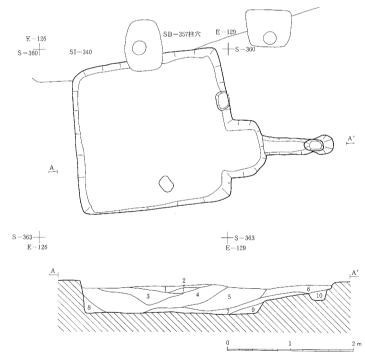
[溝] カマドの部分を除く住居全体の壁直下から検出されている。幅20~30cm、深さ約10cmで、 断面形はU字形を呈する。

[カマド] 東壁の北寄りに付設されている。燃焼部と煙道部からなり、燃焼部の右側壁は白色の粘土を積み上げて、左側壁は焚き口部に土師器甕を伏せて据えて、それに白色粘土を貼りつけて構築している。底面はほぼ平坦で、中央に土師器甕を伏せて据えた支脚がある。煙道部は長さ1.3mあり、先端に直径30cmの煙出しピットが取りつく。

[柱穴] 床面から合計 6 個のピットが検出されており、この中でP2.5.6は位置的に主柱穴と考えられる。

[床面の施設] カマドの右から60×80㎝の皿状の落ち込みが検出されており、位置的に貯蔵穴の可能性がある。

[出土遺物] 住居堆積土中やカマド内から土師器・須恵器が出土している。住居に伴う遺物はカマド側壁や支脚に使用された土師器甕である。



曆No.	±.	色	土	性	特 微
1	10YR3/1	黑褐色	シル	}	自然流入土
2	10YR7/8	黄燈色	シル	ŀ	
3	10YR2/1	黒褐色	シル	ŀ	地山ブロック (1~2 cm) を多く含む
4	10YR5/6	黄褐色	シル	ŀ	地山ブロック (5 cm) を非常に多く含む
5	10YR5/4	にぶい黄褐色	シル	١	地山ブロック (1~2 cm) を多く含む
6	10YR4/2	灰黄褐色	シル	١	
7	10YR3/3	暗褐色	シル	ŀ	しまりがない。炭化物を多く含む
8	10YR4/2	灰黄褐色	シル	ŀ	地山ブロック (1~2 cm) を多く含む
9	5YR3/6	暗赤褐色	シル	ŀ	焼土を非常に多く含む
10	10YR2/2	黒褐色	シル	F	

第13図 SI-152住居跡

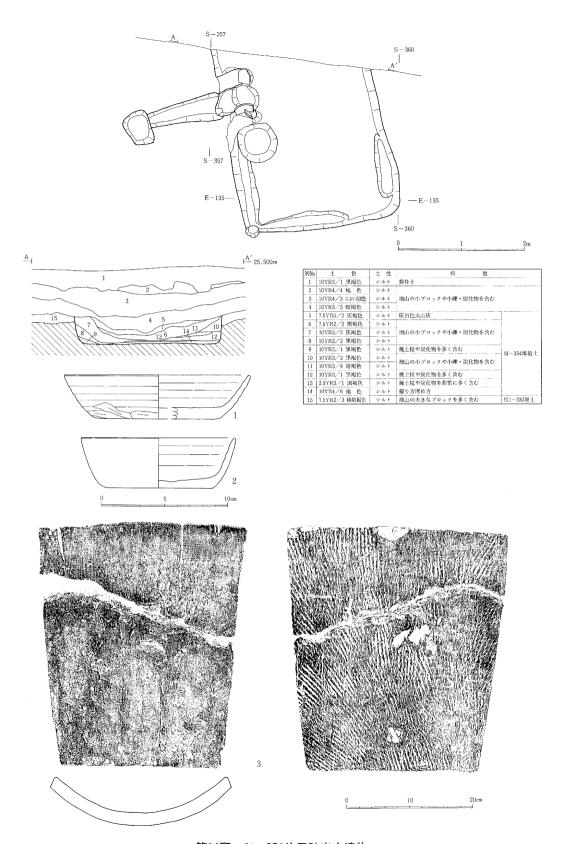
SI-352住居跡 (第13図)

[位置・重複]東側区南西部で検出 された。SI-340・SB-357と重複し、 SI-340を切りSB-357に切られている。 したがって新旧関係はSI-340→SI-35 2→SB-357となる。

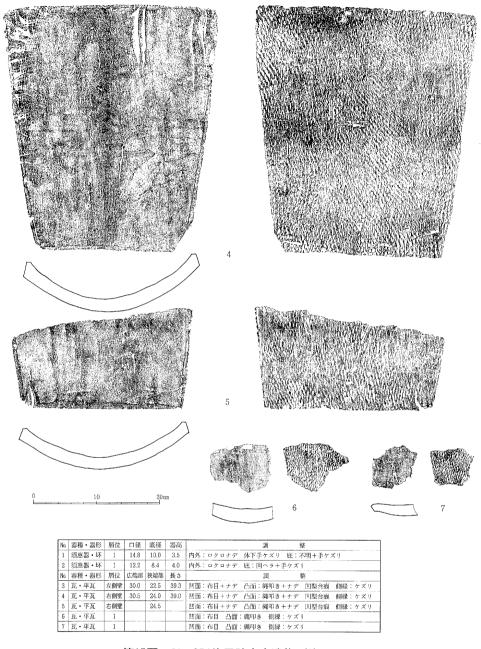
[平面形・規模] 一辺が約2.4mの 正方形を呈する。

「堆積土」3層に大別された。1層はしまりのないシルトで自然流入土である。2層は人為的に埋め戻した埋土で褐色から暗褐色のシルトで地増土で褐色から暗褐色のシルトで地分される。3層はカマド天井部の崩落土や、煙出しピット内堆積土である。

[床面・壁] 地山面を床とし、ほぼ 平坦である。壁は床面からほぼ垂直



第14図 SI-354住居跡出土遺物



第15図 SI-354住居跡出土遺物 (2)

に立ち上がり、壁高は床面から約50cmある。

[カマド] 東壁の南寄りに付設されており、燃焼部奥壁は住居東壁を掘り込んで作られている。 燃焼部と煙道部からなり、燃焼部の側壁は掘り込んだ地山をそのまま利用している。燃焼部底 面はほぼ平坦で、約20cmほどの段(奥壁)をへて煙道部へと続く。煙道部は長さ80cmあり、先 端に20×30cmの煙出しピットが取りつく。 [床面の施設] 住居南壁の近くからピットが検出されている。

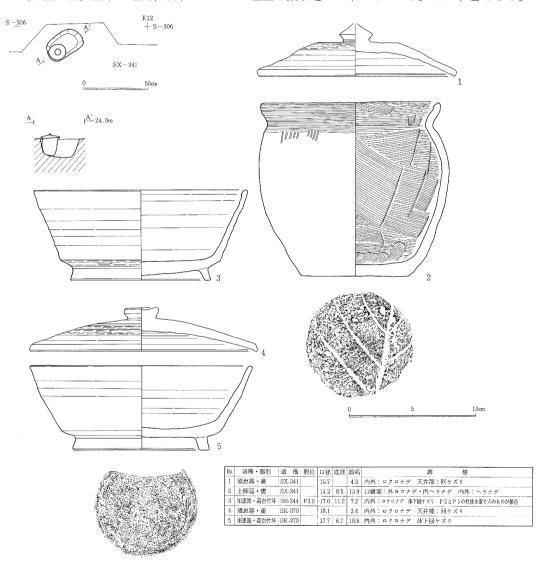
SI-354住居跡 (第14·15図)

[位置・重複] 東側調査区南東部のSD-330の南東隅付近で検出された。SI-353・SD-330と重複しこれらを切っており、これらの中で最も新しい。

[平面形・規模] 住居の東側の一部は調査区外に延びるが、検出された部分から、方形を呈すると考えられる。規模は、東西約3.0m、南北約2.5mである。

[堆積土]自然流入土で、14層に細別される。13・14層は黒褐色の粘土質シルト層で床面を直接覆う。9~12層は暗褐色のシルト層で壁際の堆積土、4層は灰白色火山灰層である。

[床面・壁] 西半は地山、東半はSD-330の埋土を掘り込んで床としている。ほぼ平坦である。



第16図 SX-341と出土遺物・その他の遺構の出土遺物

壁は床面および周溝底面からほぼ垂直に立ち上がり、壁高は床面から約50cmある。

[溝] 住居北西隅と南壁の一部から検出された。断面形はU字状で幅約30cm、深さ約 $5\sim10$ cm ある。

[カマド] 北壁の東寄りに付設されており、燃焼部奥壁は住居北壁を若干掘り込んで作られている。燃焼部と煙道部からなり、燃焼部の側壁は焚口の部分に平瓦を据えてそれに粘土を貼りつけて構築している。底面は焚口付近に円形の掘り込みがある他はほぼ平坦で、約20㎝ほどの段(奥壁)をへて煙道部へと続く。煙道部は長さ1.1m、幅30~40㎝あり、先端に直径40㎝の煙出しピットが取りつく。

[床面の施設] 住居北西隅からピットが検出されており、位置的に壁柱穴の可能性がある。 [出土置物] 埋積土中や床面から須恵器坏が、またカマド側壁の芝として使用された瓦などが出土している。

④ 土器埋設遺構(第16図)

西側調査区のA区で検出された。30×20cmの南北に長い楕円形の小土壙を掘り、北壁に接した位置に須恵器の蓋を被せた状態で土師器甕を埋納している。土器は中空で埋納物は認められなかった。埋められていた土師器の甕は直径15cm、高さ14cmで、制作にロクロを使用していない。調整は口縁部はヨコナデ、内面はヘラナデで底部には木葉痕が認められる。須恵器蓋は直径16cm、高さ4cmで、天井部が平坦で体部との境に明瞭な稜がつく。つまみは宝珠形である。

⑤ 土 壙

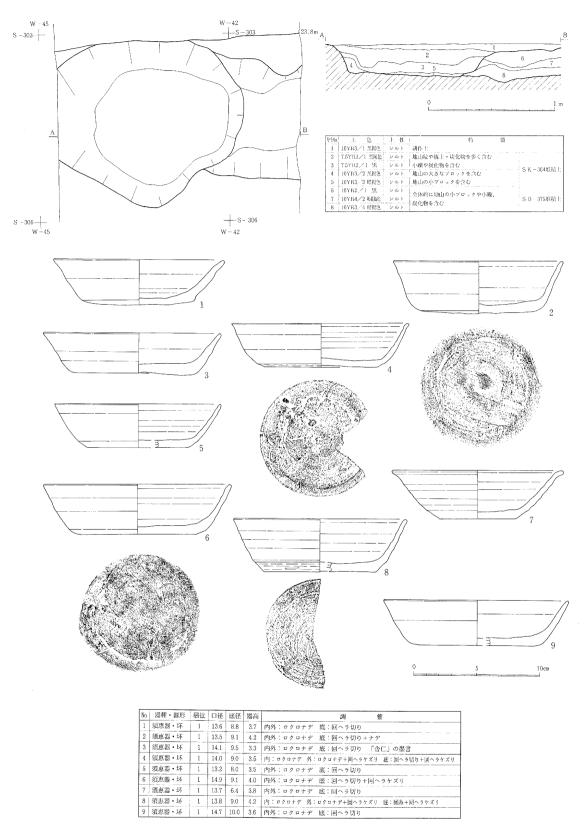
SK-364 (第17·18図)

土壙は調査区内から多数検出されているが、ここまではまとまって遺物の出土しているSK-364のみ扱うこととする。

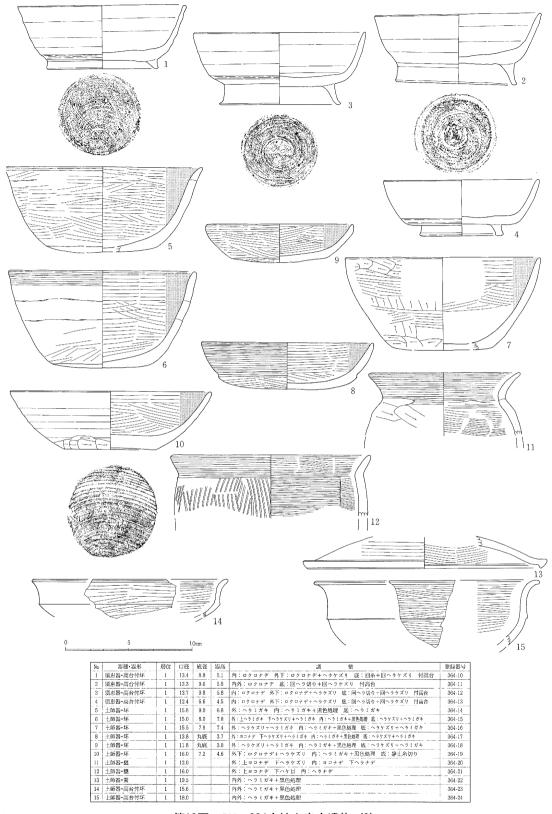
西区西端で検出されたSD-375溝跡と重複し、これを切っている。平面形は不整な円形を呈し、規模は直径約3 m、深さ約50cmある。底面はほぼ平坦で、壁は底面から緩やかに立ち上る。 堆積土は黒色もしくは黒褐色のしまりのないシルトで、2・3層からは一括して廃棄された と考えられる須恵器坏や土師器甕・坏が多量に出土している。土器は土中に混入して出土しており、土とともに埋め込まれたものと考えられる。このような、土壙や廃絶後の住居に土器が一括して廃棄されている例はこの周辺だけでもSI-173・SK-238.324などがある。

⑥ 古 墳 (SD-342)

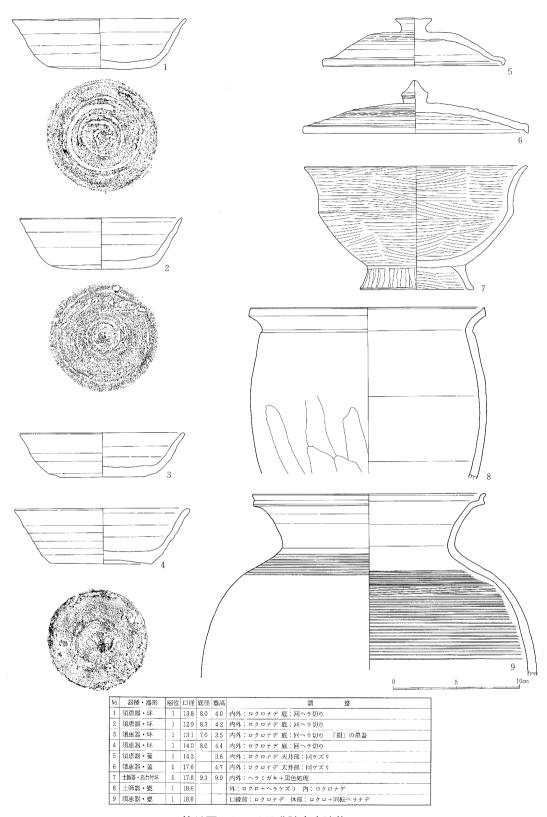
西側調査区のA区で検出された。周溝部が検出されたのみで墳丘は残存していないが、円墳



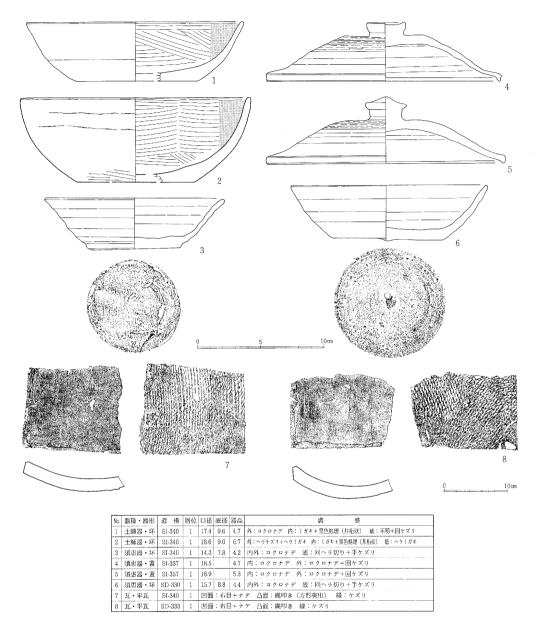
第17図 SK-364土壙と出土遺物



第18図 SK-364土壙と出土遺物(2)

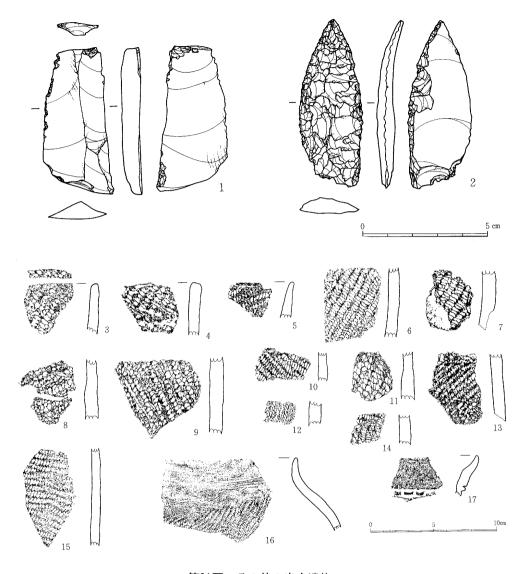


第19図 SD-343溝跡出土遺物



第20図 その他の遺構の出土遺物

と考えられる。規模は、溝の心心距離で約9.3mである。主体部付近はSD-322と重複しすでに失われている。また、溝は北側が切れているが、これは削平によるものではなく本来的に開いていたものと考えられる。溝の幅は $1.0\sim1.2$ mである。堆積土は黒色のしまりのないシルトである。このような小円墳(円形周溝と報告されているものも含めて)はこれまでの調査では唐崎地区だけでも9基検出されており、この地域には古墳が密集して作られていたものと考えられ



第21図 その他の出土遺物

る。

⑦ その他の遺物

表土などから、石器(1.2)・縄文土器(3~16)・弥生土器(17)が出土している。1は珪質頁岩の石刃で両端が折れている。背面・腹面とも同一方向からの剥離痕が、両側辺に微細な剥離痕が認められる。2は珪質頁岩の尖頭器で先端部にかけて緩やかに湾曲する。基部は欠損している。背面の押圧剥離および腹面左側辺の微細剥離で先端部が作り出されている。腹面には素材面が残っている。いずれも後期旧石器時代の所産と考えられる。

3~11はいずれも横位に原体を回転させた斜縄文を施文した土器で、すべて胎土に繊維を混

入する。3~8には多条のLRRが、9・10には多条のRLLが施され、3には口唇部にも加えられている。12は縦位の撚糸文を施文した土器で胎土に繊維を混入する。13・14は羽状縄文を施した土器で胎土に繊維を混入する。早期末から前期初頭にかけてのものと考えられる。15は縦位に原体を、16は横位に原体を回転させた斜縄文を施文した土器で、胎土に繊維は混じらない。時期については特定できないが、晩期頃の可能性がある。

17は口縁部の破片で、体部にかけて段を持つ。段の直下に細い粘土紐を貼付し、それに連続して刺突を加えている。弥生時代後期の天王山式のものと考えられる。

IV 考 察

伊治城の調査は昭和52年度から行われ、城生野地区の台地北端で土塁とそれに伴う大溝が検出され外郭北辺の区画施設であることが解明された(宮多研:1978)。また、これらの遺構は現状でも高まりや窪みとして観察され、同様のものは西辺についても要害地区で確認されている(註1)。外郭全体の規模については南辺部分が確定することはできないが、こられの区画施設と東・南側の地形観察から東西700m、南北900mの広がりをもつものと推定されている(菅原:1988)。また、外郭の内部には、かなり南東に偏った位置に築地で囲まれた政庁が配されており、さらに政庁の外側を方形に築地が囲むという三重構造になっている。ここでは政庁を含む官衙域を構成する内部を内郭として扱うこととする。

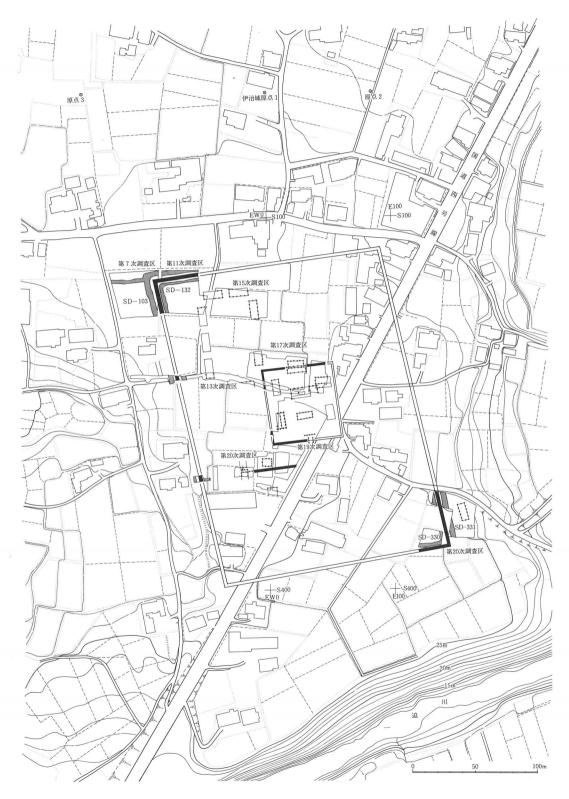
ここでは、今回の調査により初めて明らかとなった内郭の平面形や規模、政庁南辺南側築地の時期、内郭の構造について検討し、さらに出土遺物の瓦について考察を加えてみたい。

① 内郭について

伊治城の内郭は、これまでの調査で築地(註 2)で区画されていることや、北西コーナーと北辺(41m分)、西辺(160m分)が確認されている。今年度の調査でSD-330・331溝跡が西に曲がる部分(南東隅)が検出されている。これらの溝跡は規模や断面形の形状・堆積土などの特徴が北辺・西辺の築地に伴うと考えられているSD-103・132溝跡と酷似するもので、SD-330・331溝跡も同様のものと考えられ、この間に築地が存在したものと考えられる。このことにより、内郭を取り囲む築地跡は北西隅と南東隅が検出されたこととなり、内郭全体の規模や形状を推定することができる。平面形は築地の南辺と北辺が、また東辺と西辺がそれぞれ平行する平行四辺形を呈するものと考えられる。規模は東西約185m、南北約245mと推定される。

一方、西側調査区では $I \cdot II$ 期政庁の南辺築地のさらに南側でSD-322溝跡が検出されており、埋土や断面形の形状からこの溝の南側に築地跡が存在したと考えられる。この築地は昨年度の成果とあわせると東西40mにわたり、その方向はE-7度-Nで $I \cdot II$ 期政庁南辺と同じである。また、政庁南辺からの距離は約20mである。この築地の東西両端については不明確で、全体の区画については明らかにできなかった。築地の構築された時期については、SD-322溝跡がSB-344建物跡と重複し、これよりも新しいことが確認されている。SB-344建物跡は、柱穴の大きさが比較的大きいこと、柱穴埋土が褐色土と暗褐色土のきれいな互層になっていること、火災の痕跡が認められないことなど I 期の建物と共通する特徴をもつことから I 期の建物であると考えられる。また、この築地は火災に遭っていないことから I 期の終わりには存在していなかったと思われる。これらのことから築地は II 期に位置付けられるものと考えられる。

以上のように今回の調査では、内郭の平面形や規模が明らかとなり、政庁南辺南側築地の延びを確認することができた。



第22図 内郭模式図(1)

ここで内郭と政庁や北西官衙ブロックとの位置関係について見てみる。

内郭内での政庁の位置は、I・Ⅱ期については政庁中軸線は内郭築地西辺から95m、東辺から90mとほぼ中央に位置するのに対して、政庁南辺は内郭築地南辺から103m、政庁北辺が内郭築地北辺から85mというように若干異なることから、政庁は内郭の中心からやや北に位置するものと考えられる。また、Ⅲ期については、南辺南側築地がⅢ期に作られた政庁南辺とすれば内郭築地南辺から83m、政庁北辺が同位置で作り替えられたとすれば、内郭築地北辺から85mとなり、政庁は内郭のほぼ中央に位置することとなる。

次に、北西官衙ブロックと政庁の配置について考えてみる。

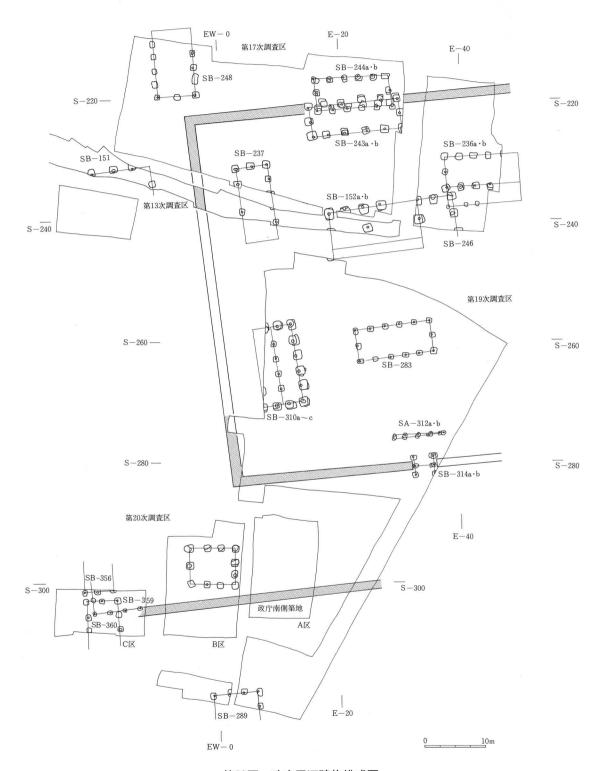
北西官衙ブロックは、内郭北西部に位置する官衙ブロックで北側に 2 棟の東西棟建物(SB-141・175)を置き、その前方両側に直交する南北棟建物を 3 棟づつ配し、東西36 m、南北63 m の空間を取り囲むような「コ字形」を呈している(菊地:1991)。時期についてはSB-175がSI-173住居跡と重複しこれに切られていることから政庁 I 期に存在していたものと考えられる(註 3)。

次に、このブロックと政庁との関連をみると、政庁北辺築地を西側に延長した線上にはSB-150の南妻が、また政庁西辺築地を北側に延長した線上にはSB-176の棟通りが揃いこれらが共通した計画の中で配置されたものと考えられる。

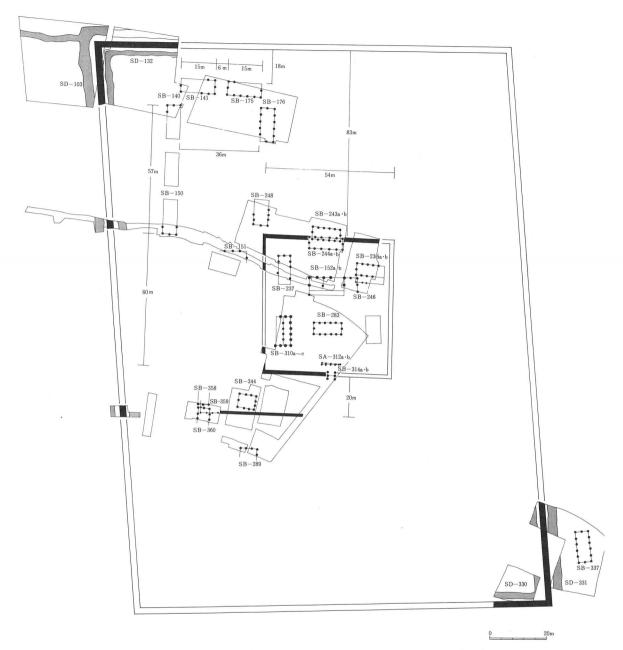
内郭と北西官衙ブロックとの関係をみると北側の2棟の東西棟建物(SB-141・175)の棟通りと内郭北辺からの距離は約18mであり、西辺とSB-140の西側柱列との距離は約30mである。また、政庁中軸線の延長とSB-176の東側柱列との距離は約27mであり、北西官衙ブロックの位置は内郭を4等分した区画の北西区の中で中央のやや北側に位置するものと考えられる。なお、SB-248が位置をずらして建てられているのは、本来の計画で建てた場合政庁北辺と接してしまうことから、これを回避するためのものと考えられる。

また、Ⅱ期以降については、北西官衙ブロックを構成する建物群はすべて取り払われ、この部分は竪穴住居のみで構成される地区となっている。一方、今回調査された政庁の南西部では Ⅰ期からⅢ期までの重複する建物が検出されており、この地区は継続的に官衙ブロックとして使われていたものと考えられる。

なお、今回東側調査区で内郭の外側から検出されたSB-337は内郭東辺築地に近接し、しかもこれと平行して建てられていることから官衙に関連する建物と考えられる。時期は柱穴の大きさが比較的小さいこと、柱穴埋土が明瞭な互層になっていないことなど Π 期以降の建物と共通する特徴をもつことや、竪穴住居を切るものがあるなどこれまでの重複と異なるものもあることから、 Π 期までは遡らないものと考えられる。



第23図 政庁周辺建物模式図



第24図 内郭模式図(2)

註1 西辺の要害地区に関しては昭和38年の鹿島堰の改修工事以前には北辺と同様に土塁と大溝による区画施設が存在したことが金野正氏らによって地表面で確認されている(菅原:1989)。 註2 第7.11.13次調査段階では官衙域の区画施設は二重の溝によるものと考えられていたがその後の検討により区画の外側のSD-103は自然流入土が堆積していることから開放された状態で機能し、SD-132は人為的に埋め戻されていることから築地の土取り痕跡であることが判 明した。またSD-132は新旧2時期が認められ、古い段階のものは I 期政庁や北西官衙ブロックと共通する計画のもとで構築されたと考えられ、この時期まで遡るものと考えられる。

なお、新しい段階のものは政庁のどの段階に対応するのか特定できなかった。

註3 SI-173住居跡では住居が廃棄された後に政庁内の火災に起因すると考えられる炭化物や 土器などが一括投棄されており、時期についてはⅢ期と考えられる(菊地:1991)。

② 出土瓦について

伊治城からこれまで出土している瓦には平瓦・丸瓦・軒丸瓦がある。中でも平瓦はすべて一枚作りによるもので、凸面は縄叩きされたものである。これらは、調整のあり方から①凸面に凹型台圧痕があり、凹面には布目痕があるもので側縁部にケズリ調整の加えられているもの、②凸面は①と同じで、凹面は布目痕の後にナデ調整の加えられているもの、③凸面は①と同じで、凹面は布目痕の後に凹面全体と側縁部にケズリ調整の加えられているもの、④凸面には縄叩き後にヘラケズリされ、その後に凹型台圧痕が認められるもので、凹面全体と側縁部にヘラケズリされているもの、⑤凸面は④と同じで、凹面のみヘラケズリされているもの、の5つのタイプに分類されている。これらの特徴としては、瓦の側面が平に置いた状態でほぼ垂直になること、「叩き具」の縄目は5cmあたり7~8条と非常に粗いことがあげられる。また、これらの瓦の産地については現在のところ不明である。

一方、内郭南東部に位置するSI-354住居跡出土の平瓦(第17図6.7)は、一枚作りであることや制作に凸型台と凹型台が使用されていることではこれまで出土したものと共通する要素が認められるが、「叩き具」の縄目が非常に細かく $5\,\mathrm{cm}$ あたりの条数は17条前後である点や、瓦の側面が平に置いた状態で垂直にならないこと、凹面には調整がほとんど加えられていないという点では異なった特徴をもつ。また、この住居からはこの $2\,\mathrm{点}$ の他にもこれまで検出されている瓦と同様の特徴をもつ瓦がカマドの構築に使用されており、これらは伊治城内で葺かれていたものが転用されたものと考えられる。

ところで、金成町津久毛に位置する小迫神社窯跡では、須恵器や布目瓦が採集されており、



第25図 小迫神社窯跡出土遺物

同窯跡が伊治城から北に約6 kmと距離的に近いことから、進藤秋輝氏や佐藤訓雄氏らによって、この窯で焼かれた製品が伊治城に供給されている可能性があると言われてきた。第25図1~4 は、同窯跡から採集された瓦であるが、こられの瓦の特徴は一枚作りであることや制作に凸型台と凹型台が使用されていること、縄叩きの工具の縄目が5 cm あたりの条数が17条前後と非常に細かいこと、凹面には調整がほとんど加えられていないこと、側面が平に置いた状態で垂直にならないことなどの点でSI-354出土のものと非常に類似する。こういったことから、この新種の瓦の生産地は小迫神社窯跡であると考えられる。

Vまとめ

- ○今回の調査では東区で、内郭を囲む築地の南東隅の部分が検出された。 これにより内郭全体の規模は東西約185m、南北約245mの方形であることが判明した。
- ○西区では、政庁南辺から南に約20m離れた地点で新たに築地跡(政庁南側築地)が検出されたが、全体の区画や規模については明らかにすることはできなかった。
- ○伊治城は全体では東西700m×南北900mほどの広がりをもつが、構造は遺跡の南東寄りの部分に政庁を置き、それを囲むように内郭が構成され、さらに外側に竪穴住居群が広がるという三重構造になるものと考えられる。
- ○それぞれの区画施設は、政庁と内郭については築地、外郭については土塁(北・西辺で確認) によると考えられる。
- ○今回の調査では、内郭の全体規模が判明した他に、政庁南側に新たな築地が検出された。 今後は内郭の構造や政庁南側の築地の性格や区画の規模の解明を主眼とした調査を行なっ ていく必要がある。

引用 • 参考文献

- 小川・小井川(1982)「御駒堂遺跡」『東北自動車道遺跡報告書Ⅳ』宮城県文化財報告書83集 宮城県教育委員会
- 菊地•吉田(1990.3)「郷楽遺跡」宮城県文化財報告書 134集 宮城県教育委員会
- **工藤 雅樹 (1989) 『城柵と蝦夷』ニューサイエンス社**
- 菅原 祥夫(1988.3) 『伊治城跡-昭和62年度概報』築館町文化財調査報告書第1集 築館町 教育委員会
- 菅原 祥夫(1989.3) 『伊治城跡-昭和63年度概報』築館町文化財調査報告書第2集 築館町 教育委員会
- 菅原 祥夫(1990.3) 『伊治城跡-平成元年度概報』築館町文化財調査報告書第3集 築館町 教育委員会
- 菊地 逸夫(1991.3) 『伊治城跡 平成2年度調査報告書』築館町文化財調査報告書第4集 築館町教育委員会
- 菊地 逸夫(1992.3) 『伊治城跡-平成3年度調査報告書』築館町文化財調査報告書第5集 築館町教育委員会
- 菊地 逸夫(1993.3)『伊治城跡-平成4年度調査報告書』築館町文化財調査報告書第6集 築館町教育委員会
- 水沢市教育委員会(1977.3)「胆沢城跡-昭和51年度調査概報」水沢市教育委員会
- 水沢市教育委員会(1978.3)「胆沢城跡-昭和52年度調査概報」水沢市教育委員会
- 水沢市教育委員会(1987.3)「胆沢城跡-昭和61年度調査概報」水沢市教育委員会
- 宮城県多賀城跡調査研究所(1978.3)『伊治城跡 I 』多賀城関連遺跡発掘調査報告書第 3 冊 宮城県多賀城跡調査研究所
- 宮城県多賀城跡調査研究所(1979.3)『伊治城跡Ⅱ』多賀城関連遺跡発掘調査報告書第 4 冊 宮城県多賀城跡調査研究所
- 宮城県多賀城跡調査研究所(1980.3)『伊治城跡Ⅲ』多賀城関連遺跡発掘調査報告書第 5 冊 宮城県多賀城跡調査研究所
- 宮城県多賀城跡調査研究所(1982)『多賀城跡=政庁編』宮城県多賀城跡調査研究所
- 森 貢喜(1983) 「佐内屋敷遺跡」『東北自動車道遺跡報告書WI』宮城県文化財報告書93 集 宮城県教育委員会
- 遊佐 五郎(1980.3)「宇南遺跡」『東北自動車道遺跡報告書Ⅲ』宮城県文化財報告書69集 宮城県教育委員会
- |進藤||秋輝(1991)『城柵の設置とその意義』「北からの視点||日本考古学協会仙台大会資料
- 阿部 義平(1992)『国府と郡衙』「古代の役所」栃木県立しもつけ風土記の丘資料館
- 阿部 義平『古代城柵政庁の基礎的考察』
- 佐々木和博『払田柵と多賀城=政庁の比較を中心に』「国学院大学考古学資料館紀要」第5輯

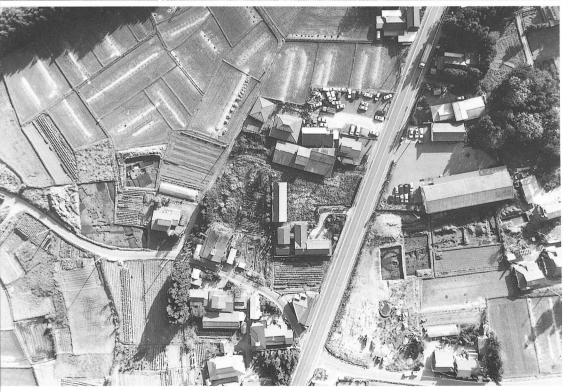
伊治城および栗原郡に関する古代史年表

西曆	和曆	記事	文 献
767	神護景雲 1	10. 伊治城の造営なる。造営にたずさわった鎮守将軍田中多太麻呂らに叙位、外従五位下道嶋三山は従五位上を賜う。	続日本紀
768	2	12. 陸奥や他国の百姓で伊治・桃生に住みたいものの課役を免ずる。	続日本紀
769	3	1. 伊治・桃生にうつり住みたいものの課役を免ずる。	続日本紀
		2. 桃生・伊治に坂東8国の百姓を募り安置しようとする。	続日本紀
		6. 栗原郡をおく。これはもと伊治城である。 (「続日本紀」では神護景雲元年11月乙己条に収める が錯簡とみられここでは神護景雲3年6月9日乙己説 をとる)	続日本紀
		6. 浮宕の百姓2,500人を伊治城に遷す。	続日本紀
780	宝 亀 11	3. 上治郡大領伊治公呰麻呂は牡鹿郡の大領道嶋大楯 按察使紀広純を伊治城で殺す。ついで多賀城にせまり 府庫の物をとり放火する。	続日本紀
792	延 暦 11	1. 斯波村の夷胆沢阿奴志己らは帰服したいが伊治村の俘にさまたげられて果せないでいることを訴える。	類聚国史巻 190
796	15	11. 伊治城と玉造塞の中間に1駅を置く。	日本後紀
		11. 相撲・武蔵・上総・常陸・上野・下野・出羽・越 後などの住民9,000人を伊治城に遷し置く。	日本後紀
804	23	11. 栗原郡に 3 駅おく。	日本後紀

西暦	和曆	記事	文 献
837	承 和 4	4. 3年春より百姓の妖言に奥邑の民が動揺し、栗原・加美両郡の百姓多く逃亡する。また栗原・桃生以北の浮囚は反覆して定まらないので援兵1,000人を差発して非常に備える。	続日本後紀
905	延 喜 5 (着 手)	延 喜 式 ○神名式 陸奥国100座 栗原郡7座 大1座 志波姫神社 名神大社 小6座 表刀神社 雄鋭神社 駒形根神社 和我神社 香取御児神社 遠流志別石神社 ○民部式 東山道・陸奥国大国志太、栗原、磐井 ○兵部式 陸奥国駅馬玉造、栗原、磐井各5疋	延喜式
931~938	承平年間	和名類聚抄 陸奥国 栗原郡(久利波良) (郷名)栗原・清水・仲村・会津	和名類聚抄
1062	康 平 5	8.前9年の役で源頼義軍は、栗原郡営岡に到り、清原武則軍と合う。軍を編成し磐井郡中山に赴く。	陸奥話記
1189	文 治 5	8.7 文治の役で源頼朝の奥羽攻めに対し、藤原泰衡自身は、国分原鞭楯(仙台市)に陣し、その後方栗原・三迫・黒岩口・一野辺には、若九郎大夫らを大将軍となし数兵の勇士を差しむけた。	吾 妻 鏡
		8.21 頼朝軍は暴風雨をついて途中栗原・三迫などの要害による平泉方の抵抗を排しつつ松山道より津久毛橋に到る。	吾 妻 鏡
1190	建 立 1	2.12 頼朝の征東に最後まで抵抗する大河次郎兼任と頼 朝方の軍士、在国御家人らとが栗原の一迫で戦う。	吾 妻 鏡
		3.10 栗原寺に逃げのびた兼任が樵夫らに殺害される。	吾 妻 鏡

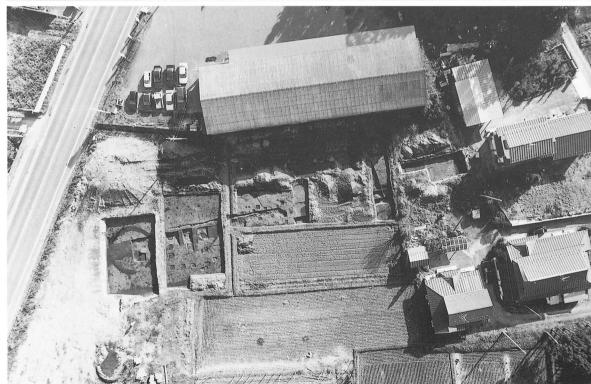
写 真 図 版



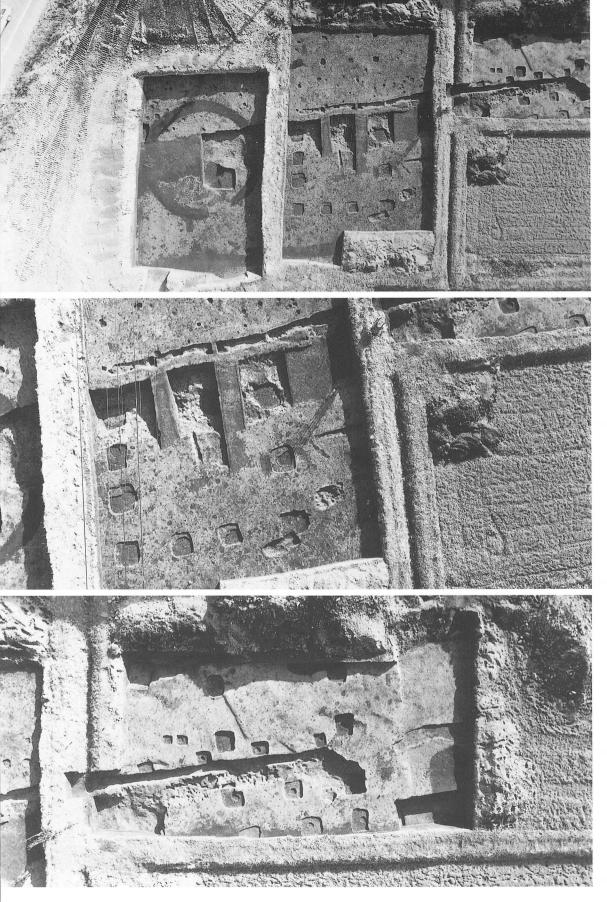


図版 1 上:遺跡全景 下:調査区全景





図版 2 上:20次調査東区 下:20次調査西区



図版 3 上:西区西側 中:SB-344建物跡 下:SB-358~360建物跡







図版 4 上: SB-337建物跡 下左: SI-339住居跡 下右: 同住居跡カマド

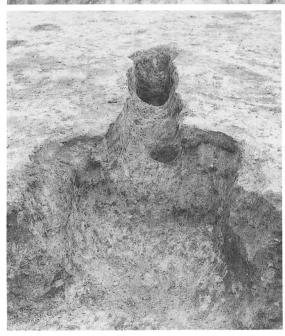
46





図版 5 上: SB-377建物跡 下: SI-352住居跡









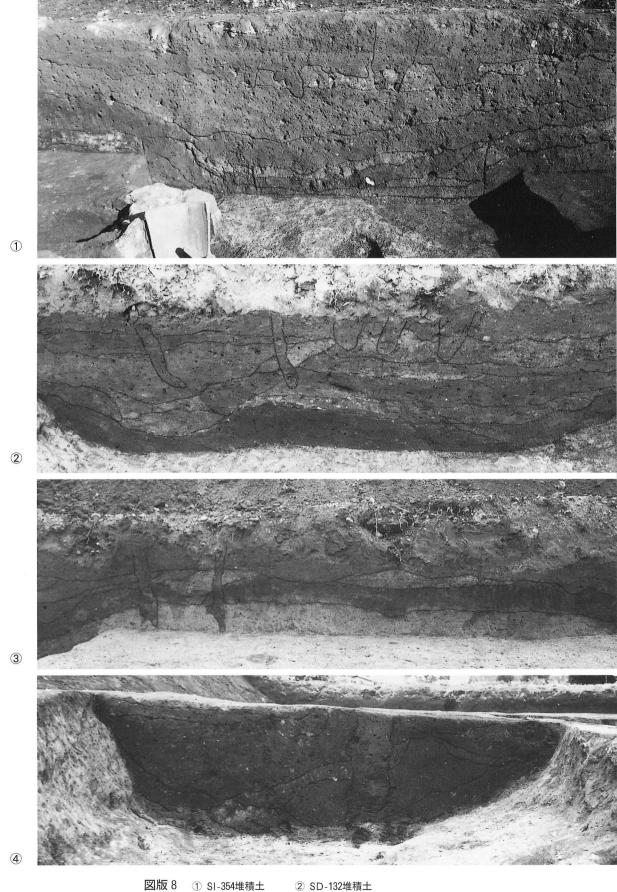






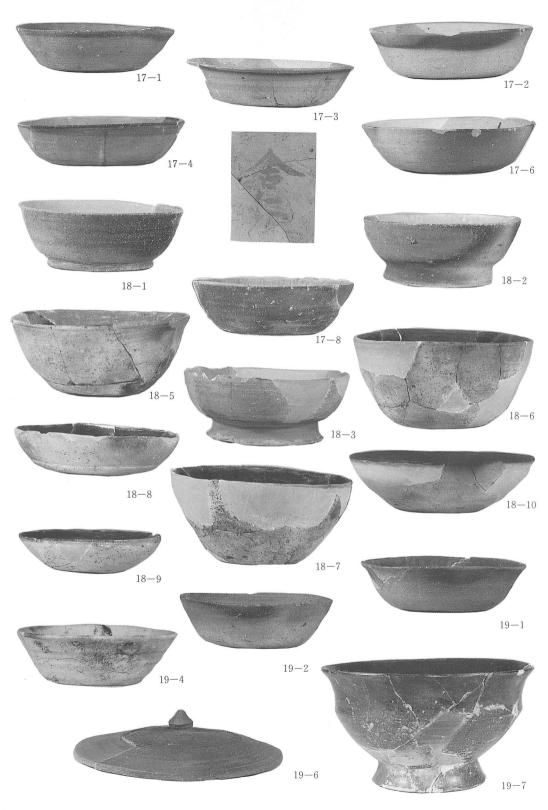
図版 7 上左: SX-341土器埋設遺構

上右: SX-341土器埋設遺構中: SD-322堆積状況下: SB-344 P4

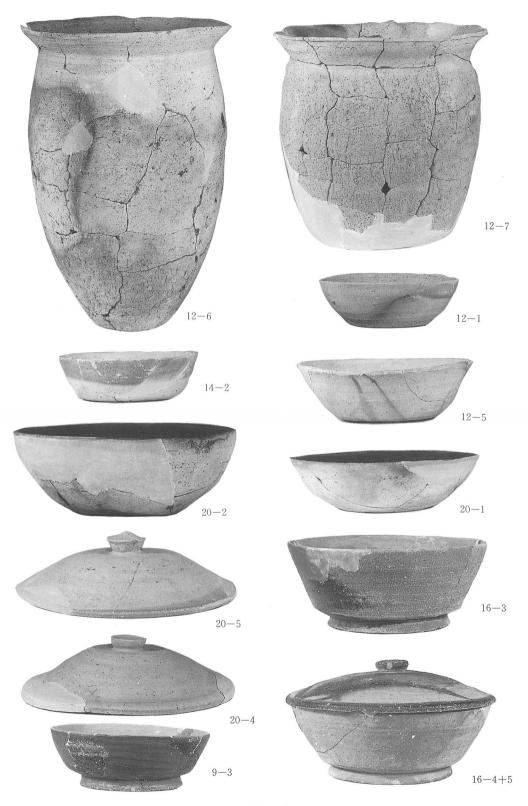


図版 8 ① SI-354堆積土 ③ 西側調査区E区

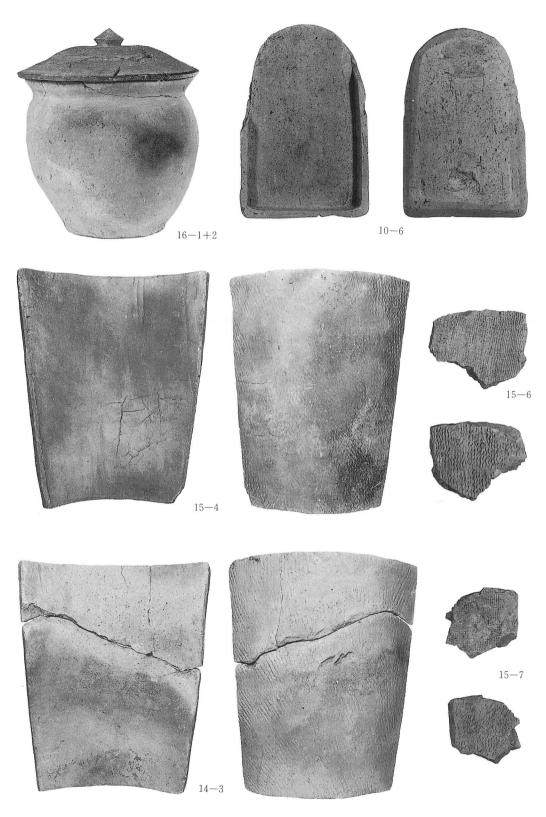
④ SD-331堆積土



図版 9 出土遺物 (1)



図版10 出土遺物(2)



図版11 出土遺物(3)

築館町文化財調査報告書 第7集

伊 治 城 跡

一平成5年度発掘調査報告書ー印刷 平成6年3月20日発行 平成6年3月31日

発 行 築 館 町 教 育 委 員 会 宮城県栗原郡築館町高田二丁目1-10

印刷 株式会社小野寺印刷所 宮城県栗原郡築館町伊豆一丁目7-3

